

解題

戒田 栄

- 1 名称 西条三並家文書
- 2 所蔵者 三並達夫 西条市駅前本通（愛媛県立図書館寄託）
- 3 旧蔵地 新居郡上島山村庄屋三並家である。

上島山村は渦井川の支流室川の扇状地の西端に位置し、畑地が多く水田は各地に散在している。当村は半田村、大生院村、萩生村とともに旧小松藩に属し、寛永 13 年より一柳氏の治めるところとなり、以後明治維新にいたる。

寛永 13（1636）年の免定によれば、村高 752,343 石にして、免相（租率）は 3 ツ 4 分にして、この物成（定米）は 255,7966 石である。さらに寛文元（1661）年の「上島山村田方地改之帳並畠方地改之帳」によれば、田方畝数 26 町 6 反 5 畝 12 歩、分米 276,072 石、畠方畝数 61 町 4 畝 18 歩、分米 564,757 石とあり、享保 13（1728）の免定によれば、村高 733,698 石（改高 840,83 石）、免 4 ツにしてこの物成 293,479 石であり、その後の免定は不変のまま幕末にいたった。維新後、明治 22 年、市町村制の施行により、上島山村、下半田村、半田村を合併して飯岡村が成立し、昭和 16 年西条町他数村と合併して西条市となって現在にいたる。

4 文書の伝来

大正 12 年新居郡役所編纂の「愛媛県新居郡誌」によれば、西条三並家文書として数十通の中より、抄録するものとして「新居郡上島山村當請事」（慶長 8 年）、「人足のわり」（慶長 20 年）の 2 通をあげているが、今回の整理した古文書の中にはともに見当たらなかった。しかし、小松藩一柳氏の所領となってから後、寛永年中の文書より見れば、庄屋三並勝兵衛-五郎右衛門-庄兵衛と寛文年中にいたり、それ以後も本文書が上島山村庄屋三並家の家継文書として伝来したものと思われる。

5 文書の内容

本文書は慶長 20（1615）年の「御蔵出し覚」より明治 29（1896）年にいたるものであり、その内容は下記の項目に分類して表示する。

項目	時代	近世	近代
		一枚物	一枚物
村政・町村政		2	5
一般			5
財政		2	
土地		33	
貢租・租税		46	
産業		3	
金融		2	
交通・通信		1	
宗教・社寺		1	
私文書		8	2

以上公文書は 85 通、私文書は 8 通（以上近世）で、近代の公文書は 5 通、私文書は 2 通で総計 100 通である。この他、寛文元年の「新居郡上島山村田方地改之帳」、
「同畠方地改之帳」各 1 冊、および明治 10 年の「飯岡村等級表仕組帳」、私文書として「正保 3 年酒屋系譜」 1 冊、計 4 冊の冊子を数える。